

有限会社米田非破壊検査 就業規則

(労働時間及び休憩時間)

第1条 労働時間は、1週間については40時間、1日については8時間とする。

2- 始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに労働者に通知する。

“始業・終業時刻： 始業 午前8時00分 終業 午後5時00分 しかしながら客先によって前後することがある。 休憩時間：12時00分から13時00分まで”

(休日)

第2条 休日は、次のとおりとする。

1. 土曜日及び日曜日、国民の祝日（日曜日と重なったときは翌日）

2. 年末年始（12月30日～1月3日） 夏季休日（8月13日～8月15日）

3. その他会社が指定する日 年末年始、夏季休暇については客先・現場によって変動がある場合は各月3日までは有給休暇によって対応する。有給休暇は勤続年数により6日より20日を限度に定める。消化しなかった有給休暇は翌年のみ繰り越すものとする。

4- 業務の都合により会社が必要と認める場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。

(賃金の計算期間及び支払日)

第3条 賃金は、毎月末日に締め切って計算し、翌月末日に支払う。ただし、支払日が金融機関休業日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。

2- 前項の計算期間の途中で採用された労働者又は退職した労働者については、月額賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(賃金の支払と控除)

第4条 賃金は、労働者に対し、通貨で直接その全額を支払う。

2- 前項について、労働者が同意した場合は、労働者本人の指定する金融機関の預貯金口座又は証券総合口座へ振込により賃金を支払う。

3- 次に掲げるものは、賃金から控除する。源泉所得税 住民税 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分 労働者代表との書面による協定により賃金から控除することとした社宅入居料、財形貯蓄の積立金及び組合費

(昇給)

第5条 昇給は、勤務成績その他が良好な労働者について、毎年4月1日をもって行うものとする。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、行わないことがある。

2- 顕著な業績が認められた労働者については、前項の規定にかかわらず昇給を行うことがある。

3- 昇給額は、労働者の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

(退職)

第6条 前条に定めるもののほか、労働者が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

1. 退職を願い出て会社が承認したとき、又は退職願を提出して60日を経過したとき

2. 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき

3. 死亡したとき

4. 労働者が退職し、又は解雇された場合、その請求に基づき、使用期間、業務の種類、地位、賃金又は退職の事由を記載した証明書を遅滞なく交付する。

(解雇)

第7条 労働者が次のいずれかに該当するときは、解雇することがある。

1. 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、労働者としての職責を果たし得ないとき。

2.勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さないとき。

3.業務上の負傷又は疾病による療養の開始後 3 年を経過しても当該負傷又は疾病が治らない場合であつて、労働者が傷病補償年金を受けているとき又は受けることとなつたとき（会社が打ち切り補償を支払ったときを含む。）。

4.精神又は身体の障害により業務に耐えられないとき。

5.試用期間における作業能率又は勤務態度が著しく不良で、労働者として不適格であると認められたとき。

6.事業の運営上又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由により、事業の縮小又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、かつ他の職務への転換が困難なとき。

7.その他前各号に準ずるやむを得ない事由があつたとき。

2- 前項の規定により労働者を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告をする。予告しないときは、平均賃金の 30 日分以上の手当を解雇予告手当として支払う。ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。

3- 前項の規定は、労働基準監督署長の認定を受けて労働者を第 7 条に定める懲戒解雇する場合又は次の各号のいずれかに該当する労働者を解雇する場合は適用しない。

1.日々雇入れられる労働者（ただし、1 か月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

2.2 か月以内の期間を定めて使用する労働者（ただし、その期間を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

3.試用期間中の労働者（ただし、14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

4- 第 1 項の規定による労働者の解雇に際して労働者から請求のあつた場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付する。

1) 退職手当関係

適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

2)臨時の賃金・最低賃金額関係

臨時の賃金等(退職手当を除きます。)及び最低賃金額に関する事項

3)費用負担関係

労働者に食費、作業用品その他の負担をさせることに関する事項

4)安全衛生関係

安全及び衛生に関する事項

5)職業訓練関係

職業訓練に関する事項

6)災害補償・業務外の傷病扶助関係

災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

7)表彰・制裁関係

表彰及び制裁の種類及び程度に関する事項

8)その他

事業場の労働者すべてに適用されるルールに関する事項

附 則 （施行期日） この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。